

仕 様 書

1 作業内容等

- (1) 茨城県立中央病院から排出される一般廃棄物を集積場より次号に区分する区分ごとに収集し、笠間市環境センター（以下「センター」という。）へ搬入し、センターの規定に基づき処理を行う。
- (2) ごみの種類
「可燃ごみ」・「不燃ごみ」とする。
- (3) ごみの収集
ごみの収集は、原則として、土・日曜及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き下記のとおりとする。
 - ① 可燃ごみ：毎 日
 - ② 不燃ごみ：年2回程度（分別作業を含む）
- (4) 令和7年度年間推定排出量（令和6年度年間排出見込量の100%程度としている。）
 - ① 可燃ごみ：200,760kg
 - ② 不燃ごみ：120kg
- (5) 収集運搬を行う場合は、病院の業務に支障のないように行うこと。
- (6) ごみの重量確認は、車両重量の計測または車両の計測機能により行うこと。
- (7) ごみ収集を実施したときは、係員に報告し、検査確認を受けること。
- (8) ごみ収集運搬の実施状況について、数量確認が分かる書類（計量票等）を添付し、報告すること。

2 受託条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (2) 一般廃棄物の搬入について、センターの許可を受けていること。
- (3) 委託業務は令和7年4月1日より行うこと。

3 入札書の記載要領

- (1) 入札価格は、「収集運搬費（一部、分別作業含む。）」とし、下記4(2)ア及びイのセンターへの「処理費」は含まないものとする。
- (2) 入札（見積）書には上記「収集運搬費（一部、分別作業含む。）」の1kgあたりの単価（消費税及び地方消費税は含まない）を記入すること。

4 委託費の支払い

- (1) 契約単価及び実績重量に基づき毎月請求書により支払う。
- (2) 請求額は、各月ごとに実績重量に収集運搬費の単価を乗じた額に消費税を乗じた金額と、ごみの種類ごとの実績重量に下記の単価を乗じた額の和とする。
なお、金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
ア 可燃ごみ・不燃ごみ 20円/kg（消費税を含む）
- (3) 支払は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

5 注意事項

- ・ 受託者は、各種法令（労働安全衛生法等）に基づき、必要な健康診断を実施するとともに、業務従事者の健康状況に常に注意し、業務従事者が感染症疾病に罹患したときは、委託者に報告すること。また、委託者の指示により従事させない等の措置を直ちに講ずること。
- ・ 受託者は、当院が定める「B型肝炎および麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜにおける抗体検査・ワクチン接種および履歴登録の運用基準」に基づき、麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・B型肝炎の予防接種及び検査を業務に従事するまでに受けさせるものとする。また、そのワクチン接種歴は、受託者が記録として管理するとともに病院に報告すること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。
- ・ 受託者は、委託者の指示により、緊急的に予防接種（インフルエンザ等の感染症）及び検査等が必要であると判断された場合は、委託者の指導に基づき適切な感染防止対策を講ずること。なお、費用に関しては受託者が負担するものとする。
- ・ 受託者は、委託者が指定する委託者主催の講習会（感染・安全管理に関するなど）に従事者を参加させること。